

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和4年3月9日（水） 午後1時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 早川委員長・米弥副委員長・重廣委員・重村委員・岩藤委員・
有田委員・田村委員・西村委員・松岡委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長・岡本次長補佐
8. 協議事項
3月定例会本会議（3月2日）から付託された事件（議案7件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後1時30分 閉会 午後3時00分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和4年3月9日

文教産業常任委員長

早 川 文 乃

記 録 調 整 者

岡 本 功 次

早川委員長 本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から 3 月 7 日に引き続き、文教産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。

お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。

それでは、はじめに議案第 17 号「長門市営住宅条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

早川建設部長 特に補足説明はございません。

早川委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重廣委員 これは、人丸第一市営住宅の解体・廃止に伴いということが説明してありますが、その解体した跡地利用について、今後どのように計画されているのか、これだけ 1 点お伺いします。

大庭建築住宅課長 現在のところ、具体的なことは申し上げられませんけれども、有効活用できるように検討してまいる予定でございます。

重廣委員 詳しいことはいいんですけど、ある程度計画はあるということですね。今ここで言われないというふうに言われましたけど、それがもう全然計画がないのなら、これから考えていくというふうに言われると思うんですが、今の場では言われませんか。ちょっと引っかかりましたから、その辺りの解釈のご説明を。

大庭建築住宅課長 申し訳ありません。具体的にはございません。

松岡委員 今この住宅に何人、何世帯ぐらいお住まいなんですか。

大庭建築住宅課長 人丸第一市営住宅でございますが、入居者はいらっしゃらなくて、老朽化したためこの度解体したところでございます。

早川委員長 ほかに、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 17 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありません

か。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 17 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 22 号「市道路線の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

早川建設部長 特に補足説明はございません。

早川委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重村委員 それでは市道路線の認定について、県道から市道に格下げと言っ
てはいけんね、譲り受けるということで市の管理下になるわけですがけれども、ま
ずどんな管理に努めていくのか、そして市道として譲り受けて今後、長門市の
経済の道路としての機能の果たす役割、市道として、そこらあたりをどのよう
に考えられているかお尋ねをいたします。

植村維持班長 当面はパトロールという形で、点検なり確認はしていきたいと
思います。それと、あと今新しく県道ができて、そちらの例えば通行止め
であるとか、何かあったときの迂回路として、きちんと健全な形で通れるよう
なことで努めてまいりたいと思います。

早川委員長 ほかに、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、
議案第 22 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませ
んか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決し
ます。議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま
す。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決
すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機を
お願いします。

— 休憩 13 : 36 —

— 再開 13 : 37 —

早川委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、議案第 18 号「長門市
スポーツ施設条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明
がありましたらお願いします。

坂野教育部長 去る 2 月 18 日、今 3 月定例会初日に市長が申し上げました提案
説明及び議案参考資料 5 ページに記載のとおりであり、特に補足説明はござい

ません。

早川委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

西村委員 三隅テニスコート及び弓道場のスポーツ施設が削除となっておりますが、この後の使い道について何かございましたら。

大迫生涯学習・文化財課長 それでは、今後の利用についてお答えさせていただきます。行政財産から普通財産に変更するということになりますけれども、今後の利用方法について特に決まったものはございません。普通財産として有効的な活用ができるように検討していきたいというふうに思っております。

西村委員 ということは、弓道場は解くということも考えてないと。

大迫生涯学習・文化財課長 同様の利用形態の中で貸し出しを行うのか、または他の利用ができるのかも含めて、今後検討させていただければというふうに思います。

西村委員 それでは、また何か使い道を私が思い浮かべたら、また言いにいきますから、そのときはよろしくお願いします。

早川委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 18 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 13 : 39 —

— 再開 13 : 41 —

早川委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、議案第 12 号「令和 4 年度長門市水道事業会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

田村上下水道局長 それでは、議案第 12 号「令和 4 年度長門市水道事業会計予算」の補足説明をさせていただきます。まずはじめに、収益的収支予算についてですが、事業収益では営業収益といたしまして年間有収水量に応じ給水収益、これは水道料金収入となりますが、長門上水道と俵山簡易水道を合わせて 5 億 3,710 万円と見込み、他会計補助金など営業外収益と合わせて収益的収入合計と

して 7 億 1,910 万 1,000 円を計上しております。また、事業費用では、営業費用といたしまして施設の維持管理費や事業運営に要する経費及び減価償却費等を費用化し、企業債償還利息などの営業外費用等を合わせて収益的支出合計として 6 億 6,368 万 5,000 円を計上しております。さらに、当初予算ベースでは予算書の 18 ページの「予定損益計算書」にお示ししておりますとおり、1,666 万 1,000 円の当年度純利益を見込んでいます。次に、資本的収支予算についてですが、収入では支出の財源といたしまして企業債や補助金等により資本的収入合計として 3 億 1,323 万円を受け入れる予定としており、支出では建設改良費といたしまして、継続事業となる湯本浄水場整備事業や老朽管の更新工事及び導水管整備工事で 9 路線、さらに各中継ポンプ所のポンプ取替工事等を予定しております。また、予算書の 10 ページですが、資本的支出の建設改良費の 6 目の「水源開発費」ですが、これは県営の大河内川ダム建設事業費の負担金を計上しております。さらに、予算書 2 ページの第 5 条の債務負担行為では、令和 4 年度から令和 5 年度までの 2 ヶ年で整備予定の湯本浄水場整備事業の機械・電気設備工事を予定しております。これらの令和 4 年度の工事費等を含め、建設改良費総額といたしまして 4 億 6,287 万 7,000 円を予定しており、企業債償還金と合わせて資本的支出合計として 6 億 8,888 万 1,000 円を計上しています。最後に、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の 3 億 7,565 万 1,000 円につきましては、損益勘定において減価償却費の費用化により留保していました内部留保資金等で補てんする予定としております。以上、補足説明とさせていただきます。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは、何点か質疑をさせていただきます。この事業会計の審査にあたっては、2 月 14 日に令和 4 年度は水道料金の改定を見込んでいるということでご説明いただいて、これはちょっと議案第 19 号とも関連する質疑になってしまうかもしれませんが、令和 4 年度の給水に関わる営業利益ですね、ここというのは 10 月 1 日から料金を上げるということを前提に予算が組まれていると思います。そのときの説明というのが、10 月 1 日から実際に上げますけど、実際に市民の皆さんが水道料金が上がったという実感をされるのは 2 ヶ月遅れぐらいの請求から始まるはずですよという内容だったと思うんですね。この営業収益ですね、その 10%を上げたということでどのぐらいの営業収益がそれに、この中の数字でいうとプラスされているのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

吉岡管理課長 令和 4 年度の予算においては、給水収益につきましては料金改定がまだ議決されておられませんので、料金改定としては含んでおりません。

重村委員 大変失礼しました。それでは、この議会の条例の議決をもって、それから算定し直して、上がったときの分を入れていくという形でとっていいですか。局長、よければ。

田村上下水道局長 当初予算の計上の仕方として、先ほど議案第 19 号で提案している部分が、施行期日が 10 月 1 日ということで、先ほど重村委員がおっしゃられたとおり、実際の調定につきましては 2 ヶ月遅れの 12 月検針分の 12 月請求分から 12、1、2、3 の 4 ヶ月分という形になると思います。本来であれば 4 月から 1 年丸ごとであれば本来そこを計上すべきでしょうけど、そうすると事前に 6 ヶ月の周知期間がいるということで 12 月議会、このたび 3 月議会ということなので、それで 10 月という形にしております。ギリギリのタイミングで。そうするとやはり 4 ヶ月ということで、それについては一般会計の出のほうもその影響がございます。なので、うちで言ったら下水道会計のほうも水道の分が影響があります。なので、そこは住民生活に一番非常に関心の高い、ましてや今こういうご時世でございますので、まず議会できちんと審議を受けてという形で考えておりますので、そこら辺はこれを受けたところで補正で、12 月で何がしかの補正があると思いますので、そのときに上げるという形で考えております。

重村委員 ここから違うちょっと質問になりますけど、関連があれば先に諮っていただきたいと思いますけど。

早川委員長 今のところで関連の質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、重村委員。

重村委員 それでは、予算書で言うと 10 ページになります。資本的収支の部分ですけれども、令和 4 年度も施設の整備事業を組まれております。収入のほうは事業の企業債 2 億 9,950 万円を予定し、その反面、支出の部分では企業債償還金、これは戻すほうですね。借金を戻すほうは 2 億 2,600 万 4,000 円ということで、令和 4 年度の単年度 1 年を見たときに、借金のほうが上回って、借金を返す額のほうが低い。俗に言うプライマリーバランスが悪いと、良くないと。普通の家庭でもあれですけど、借金をした額のほうが多いという、この単年度計算の中でこういう数字を見ると如何なものかというふうに思うわけですが、これについての見解をお尋ねしたいと思います。

田村上下水道局長 重村委員のおっしゃられたとおり、プライマリーバランスということで、単年度においては償還のほうを上回るということで、残高を減らしていくという傾向ではありました。しかしながら、やはり自主財源を中心に乏しいということで、今まで経費の節約のほうは十分努力はしていると思います。今後も努力していきますが、それでも足りないということで、あと企業債をめいっぱい借りざるを得ないです。それと、当年度の建設改良の総額です

ね、それを見るとここはちょっと借り入れないといけない。後ほどもあると思いますけれども、湯本の上水道も 5 年度完成に向けて最後の機械設備とか計上しておりますけれども、そういう大きいものもあるということで、この度はちょっともう収入のほうで、企業債の借り入れのほうで返済を上回るという単年度収支になります。基本的には将来的にはここを、償還のほうを大きくして、そこを減らしていくという原則を持ちながらも、年度、年度に応じてこのほうは負担の平準化を図りますけど、どうしてもこういうのが出るときがあつて、この度は企業債のほうの借り入れのほうが増えたということでございます。

重村委員 あまりこれをやると議案第 19 号がやりにくくなるから、ここで止めたと思います。それでは、この前の補正でも大河内川ダムの建設費が上がっておりますけど、令和 4 年度のダム建設負担金というか、ダム建設事業の内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

坂倉浄水場長 令和 4 年度の大河内川ダムの事業費ですが、7 億 5,800 万円です。それに対して上水の分担金が 530 万 6,000 円、令和 4 年度の主な事業内容といたしまして工事用道路が 60 メートル、測量設計委託費としまして、水文調査の内訳として流量観測が 6 ヶ所、水質調査が 5 ヶ所、あと設計・検討・試験費としまして、地質総合解析、地質調査、地下水位観測等があります。工事費としまして、県道の付替えの道路工が延長 670 メートル、市道の付替えの道路工が延長 100 メートルになります。

早川委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。今一度、議案第 12 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 13 号「令和 4 年度長門市下水道事業会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

田村上下水道局長 それでは、議案第 13 号「令和 4 年度長門市下水道事業会計予算」の補足説明をさせていただきます。まずはじめに、収益的収支予算ですが、事業収益では営業収益といたしまして年間有収水量に応じ、自主財源である下水道使用料を公共下水道、農集と漁集を合わせて 5 億 504 万 8,000 円と見込み、し尿処理負担金や雨水処理負担金などの一般会計からの他会計負担金や補助金などの営業外収益と合わせて収益的収入合計として 16 億 4,416 万 5,000 円を計上しております。また、事業費用では営業費用といたしまして、管渠、ポンプ場、処理場等の施設の維持管理費用や事業の運営に要する経費並びに減

価償却費等を費用化し、企業債償還利息などの営業外費用と合わせて収益的支出合計として 16 億 2,742 万 2,000 円を計上しています。次に、資本的収支予算ですが、収入では支出の財源といたしまして、企業債や国庫補助金並びに企業債元金償還等に対する一般会計出資金等により資本的収入合計として 4 億 4,389 万円を受け入れる予定とし、支出では、建設改良費といたしまして、前年度から引き続き管渠施設改築更新として污水管布設替工事や中継ポンプ場の電気設備の更新を予定しております。また、予算書の 2 ページの第 5 条の債務負担行為に記載しておりますとおり、東深川浄化センターの管理棟本館の耐震補強工事や沈砂池の機械及び電気設備工事を令和 5 年度までの 2 ヶ年の工事として実施する予定としております。これらの建設改良費と企業債償還金を合わせて資本的支出全体として 9 億 2,817 万円を計上しています。さらに、東深川浄化センター等包括的維持管理委託につきましては、本年度の 6 月補正で債務負担行為として承認いただいた第 2 期目の令和 4 年度から 5 年間の契約を昨年 12 月に行い、第 1 期に引き続き、同じ共同企業体を契約の相手方として、現在、第 2 期目に移行する準備を開始しているところであります。最後に、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 4 億 8,428 万円につきましては、損益勘定におきまして減価償却費の費用化等により留保した内部留保資金等で補てんすることとしております。以上、補足説明とさせていただきます。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それではお尋ねいたします。今局長のほうから説明がありました東深川浄化センターの包括的な業務委託ということで、また令和 4 年度から新しい期間の業務を委託すると。選定にあたって、業務の委託に手を挙げられた業者が 1 社だけだったのか、それとも数社があったけれども 1 期目と同じ業者に決まっていたのか、そのあたりをお聞かせください。

大深浄化センター主査 本業務のプロポーザルの参加者につきまして、プロポーザルの公告時点で代表企業枠と市内企業枠という 2 種類に分けて公募いたしました。実際にプロポーザルに参加申し込みがありましたのは、それぞれ 1 社だけということでございます。

重村委員 なかなか複数社ね、だから 2 とか 3 とかいうレベルはひょっとしたらあってもですね、なかなか 5 社も 6 社もというのは、これは難しいだろうなと思います。事業の内容であつたりとか、いろんなことを勘案したときにですね。それぞれ 1 社しかなかったと。これは、ひとつは競争性であるとか公平性であるとかというのが、なかなかこのあたりが担保できるかという、もっと広くきちんと公告をして競争力が働くようにという見解を持って私は執行にあたる責任も局にはあるのではないかと思いますけれども、最終的にどこかが維

持管理をしていただかないといけないわけだから、1 社ということでそこと結ぶということでしょうけど、その辺の局としてのご努力、ここらあたりを、こういう結果になってどのように受けとめられているのかお伺いします。

田村上下水道局長 重村委員がおっしゃるとおり、2 期であつても広く公告というのを求めたいところでございますけれども、一般的にこういう包括的管理委託につきましては、企業が専門性ということで大手、準大手が入ってくるわけですが、そこにつきましては私どもも、1 期目のときはプロポーザルで 3 社が入られました。それぞれプレゼンされて僅差ではございまして、正直 2 期目については、その僅差のところもうちのほうに来ていただく可能性もあるかなというのを考えておりました。しかしながら、1 社ということになっています。いろいろ私の知り合い等に聞くとところによりますと、やっぱり 2 期目は——今回 1 期目は 3 年間ということなんですけど、そこでのやっぱり実績とか、企業側のほうも一部投資とかしてありますので、それを引き上げるとかそういうのもあつて、なかなか競争が 2 期目は生じ難いというのが一般的にあるようでございます。ということで、私どもにとりましては、いかに今 1 期目から 2 期目をスムーズに、なおかつ包括といいますけど、大手、準大手ということで、さすがに大きなお金が、地元と JV を組んでおりますけど、やはり大手のほうに行くということで、将来的には災害等にもらみながら地元でできることは地元ということで、地元の企業が育っていただくように、それはプロポーザルのときも大手のほうの企業側に、それは教育ということでいつも言っておりますので、それはもうスムーズに進んでいくものと思っております。期待するのであれば、3 期目からはそうやって地元企業が一人立ちできればそのほうが良いという形で検討を進めていきたいというふうには考えております。

重村委員 それでは、これで最後にします。2 期目も、1 期目と同じ企業が管理されるということは、利点も私はあると思うんですよ。そこを有効に局としては見極めて業務執行、そして指導・管理にあたっていただきたいと思います。この委託料 2 億 5,889 万 6,000 円という金額が予算を付けられてます。令和 4 年度のこの管理委託に対して、12 月に協定を結ばれた業者にどのような下水道事業、あそこの管理運営をお願いしたいのか、そこらあたりはきちんとその業者に伝わっているのか、その見解を聞いて終わりにしたいと思います。

大深浄化センター主査 今回、包括的民間委託という手法につきましては、従来の一般競争入札などとは異なりまして、性能発注方式による発注となっております。そのため、プロポーザルの際に参加業者から技術提案書という形で、2 期目 5 年間におきまして実施される内容のほうをヒアリングを行いました。まず、包括委託につきましては、下水道サービスの質を低下させないことを前提に、企業の技術力を最大限に利用していただくということを目的といたしてお

りますので、技術提案のありました事項については確実に履行していただきたいということで、管理のほうを行っていきたいと考えております。

田村委員 それでは令和 4 年度にかけまして、下水道の普及率と言いますか、水洗化率と言ったらいいかというところなんですけれども、現在のところまでで何%の水洗化率となるのかというところと、令和 4 年度以降について老朽管の交換を中心に行っていられると思うんですけれども、新規の下水道を整備されていられるのか、今後、何%ぐらいまで普及率を上げていられるのかというところについて、もし見解がありましたらお願いいたします。

中尾下水道班長 水洗化率のほうですが、令和 2 年度末現在で 91.1%でございます。今後の下水道事業のことですが、基本的にはほぼ整備されているということで、老朽管の更新工事をメインに行っておりますけど、令和 4 年度につきましては、中山地区のほうで新規路線と、地元からの要望がありましたので、1 路線の新設工事を予定しております。

早川委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 13 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第 19 号「長門市水道給水条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

田村上下水道局長 それでは、議案第 19 号について補足説明いたします。議案第 19 号は、水道料金改定に伴う長門市水道給水条例の一部改正を行うものであり、改正の内容としましては、先に資料等でお示ししておりますとおり、平均改定率を 10%として、基本料金と従量料金の値上げを行うもので、これまで基本料金に含まれていた基本水量を廃止し、基本水量の廃止に伴う大幅な値上げを抑制するために、口径 40 ミリ以下の少量使用者への負担を考慮し、従量料金に調整単価を導入し、現下の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会経済情勢や石油燃料をはじめとする物価高等を考慮し、急激な負担増となることを防ぐために激変緩和措置を講じているところであります。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 ただ今の補足説明ですけれども、激変緩和措置という言葉がありましたけれども、これは何年かかけて行うものでしょうか。

田村上下水道局長 何年間という経過措置はとっておりません。今、施行期日

を10月1日としておりますが、継続される方は10月1日以降の使用分ということで、実際には12月の検針・請求分からということで、そこからが対象になっております。

田村委員 わかりました。これは私が聞き洩らしたのかも知れませんが、10%程度の使用料の値上げということですが、これ自体が激変緩和措置ということでしょうか。その目標とする設定額と言いますか、年数が経っていくと何年か後にこのぐらいを目指していくんだけれども、当面10%でいくと、そういう意味だと取ったんですけれども、今後の予定についてありましたらご説明ください。

田村上下水道局長 今おっしゃってありました調整単価の10円でございますけれども、これについては、それを織り込み済みで10%としております。先に議員全員協議会で報告させていただきました中長期の10年の経営戦略におきましては、地元新聞にも出ておりましたが、20%、次が10%という形で出ております。一応、うちのほうは経営を立て直すということで、まずそこら辺の、それぐらいの改定を見込まないと厳しい状態、経営状態であることは間違いございません。しかしながら、最終的に審議会等のご意見をいただきながら、また文教産業委員会の皆様からも要望書をいただきながら、その辺を検討した結果、なおかつ今の経済情勢がございますし、諸物価、またウクライナ等のこともございますけど、それもすべて慎重に検討した結果がこれでございます。先ほど田村委員が言われておりました今後の展望ですけれども、今は回収率を徐々に上げていく、いきなりは難しいので、可能な限りそれを上げていくという形で今考えております。なので、今調整単価という形で激変緩和措置をしておりますけど、今後はそこを検討するとか、ここの比例の部分の126円を140円としておりますけど、その辺をどうするかということを、全体的に改定率とかを見ながら検討していくという流れになると思います。まだそこまでは、とりあえず回収率を徐々に上げていくというところでしか今はございません。

重村委員 この条例の審査が多分、一番議員としても、議会としても、大変な重要な条例改正だなという認識を持ってご答弁もお願いしたいと思います。今、局長から「ウクライナの件も勘案して」と言ったけど多分、議案を提出された頃、侵攻は始まってないですね。だから、それは状況の中で、コロナのことは市長答弁の中にも、コロナのことは勘案して今のところの結論はこれだつというふうに僕は受け取っているんですよ。これから言いますから。1点目は、審議会の答申というのは、僕は市長も重く受けとめられて今回の決断をされていると思います、重々。ちょっと読み上げます。料金改定率についての答申は、いろんなことを考慮し「平均10%程度が望ましい。ただし、社会情勢を考慮し、可能な限り改定率を低く抑えること」というふうに市長に手渡している。とい

うことは、審議会は 10%という限定的な表現じゃなくて 10%程度、8%、9%、10%、11%、12%、ここらあたりで改定されるのはいいんじゃないですかと、僕はそういうふうにとるんです。程度ということは。だから 10%という数字が出ているけど、限定したものじゃない、審議会は。なぜ、それでは 10%にしたのか。これは市長の本会議質疑の中での答弁とちょっと重複するかもしれないけど、審議会は「程度」と、それでより低いところに抑えて欲しいと、それが妥当であるという答申ですけど、まず 10%に決めた見解を聞かせてください。

吉岡管理課長 水道料金の平均改定率につきましては、昨年度策定しました経営戦略でも、考慮すれば最低でも 20%の引き上げを必要としておりました。その中で、やはり審議会の意見ですとか、今コロナ禍であるという状況などを勘案して、令和 4 年度から令和 7 年度までの算定期間を赤字にならない程度、どの程度まで改定率を下げても大丈夫かというところを再度計画をし直したところ、今の 10%というのがどうにか経営できる条件であるということで、この度 10%引き上げさせていただきました。

重村委員 だからあれですよ。8%、9%では、その算定期間の間にまたその途中で赤字に転落していくと。だから、この短いスパンの算定期間中、どうにか持ちこたえる数字というのが 10%アップの改定の数字なんだということではないですか。

吉岡管理課長 委員のおっしゃられるとおりです。

重村委員 はい、わかりましたよ、よく。次に、審議会の付帯意見の中に「料金改定については、市民生活に与える影響について十分考慮し、激変緩和措置や福祉減免についても検討に努めること」ということが謳われております。激変緩和措置の部分は、今回の改定では、今まで月 10 トンまでというのは基本料金の中に含まれていますよという考え方から、激変緩和措置のために 10 円しか取りませんと、いただきませんと、この 10 円という部分が僕は激変緩和措置だと思うんですよ。今まで基本料金に含まれている部分を、本当は 1 トンあたり幾らともraitたいけど、これを 10 円に抑えますという、これが激変緩和措置の部分だろうと思うんだけど、これはこれで努力の姿勢を私は酌み取ります。「福祉減免についても検討に努めること」と、この部分が今回の提案の中には欠落していると思うんだけど、これは局サイドとしてどういう考えのもとに今おられるのか、お願いします。

吉岡管理課長 この度の水道料金の改定を行うにあたり、新型コロナウイルス感染症の影響、社会情勢、経済情勢を考慮し、料金改定を約 10%とさせていただいたところでございます。14 年間水道料金を据え置いたという経緯もありまして、料金改定後の回収率に立って今試算しておるんですが、回収率としては 88%となっております。そういう見込みですので、独立採算を原則としている

本市の水道事業では回収率 100%を下回っている状況で、このような経営状況で減免制度自体を導入するということは、ちょっと困難であろうというふうに判断させていただいております。ちなみに今、コロナによる減免や減免制度を行っていらっしゃる水道事業者さんに対応状況等確認させていただいたところ、減免を行っている事業者さんそれぞれが、すべての事業者さんの経営状況としては回収率 100%を上回っていらっしゃるしまして、内部留保資金によって減免対応しているというような回答でした。

重村委員 よくわかりました。私もその部分は理解してますよ。だって、企業会計として赤字の状況にあるのに、極端に言うとか減免しましょうと。それは企業局の経営姿勢としてはあってはならないことだというふうに判断して、今のご回答だと思うんですね。これは一理あるし、当然そうじゃないといけないと思います。この部分は、また議論の中で、これはもう市長部局ときちんとやらないといけないんですよ。この減免の部分というのは地域福祉課がもって、1 回収めてもらったものに対して何かこう地域福祉課として出していくとか、そういうことは企業局だけじゃできないですよ。だからこれはやっぱり市長部局のその担当課と連携を組んで、私はそういうことの整備にあたって欲しいということは付け加えておきます。それで、ここはもう最後です。付帯意見の一番最後に「場合によっては改定時期の再検討を行うなど特別の配慮を行うこと」と、料金改定に対しては諮問されてやむを得ない状態ですねと、それはわかりましたと、仕方ないと思いますという回答だけど、一番最後に、「場合によっては改定の時期の再検討を行うことが必要ではないですか」ということが付け加えられています。この条例改正は、来年度の 10 月 1 日から変えますよ、周知期間も要るからこの時期に条例改正をしますということでしょうけれども、「場合によっては改定時期の再検討を行う特別の配慮を行うこと」、これについての今現在の局としての見解はどうなんですか。

田村上下水道局長 先ほどは失礼しました。ウクライナのことについては、最近起こったことなので申し訳ありませんでした。答申で、市長、副市長協議等を含めて行いました。コロナが続いている中、ちょっと物価高も見えてきてはありましたけど、その辺の話が出ました。中で、やはり経営をどうするかということが議論されました。なので、今まで 14 年間これを据え置いてきたというのが局としてもこれは反省ではございますけど、それに立って 4 年スパンで見直し検討を行うということのルール化をまず行う。それをやるかどうかは、そのときの状況次第でございますけど、それからやはり今後の今の負担、例えば今年度の水道料金でいくと、やはりもう先ほどプライマリーバランスと言われましたけど、企業債のほうも新たな企業債のほうが増えて残高も増えつつある。これは将来やはり償還金の増が予想されるわけですよ。そうやって将来負担

を先送りするという、今まで 14 年間据え置きしてきたという、ここのどのタイミングがぎりぎりなのかというのが、いろいろと諮りました。市長さんにおいても、最終的にはここは決断だったと思います。断腸の思いでされたと思います。この際、このタイミングで市民の皆様には負担をおかけはしますが、ここで将来に負担を先送りすることは避け、このタイミングで 14 年間先送りした次の段階ですね、料金のあり方とか、次のルール、基本水量をなくして従量制に持ってきたっていうところを大きくそこに舵を取ってるんですけど、その方向に今後はその辺の単価を上げるなり、そのような形で進むと思います。なので、当面は今このタイミングでは今まで諸般の情勢を検討し、将来の負担とか、5 年先にはこのままだと赤字になる。令和 5 年度はですね。それとか、今後もしかしたら有収水量が減るかもしれない、そういう危機的な状況を鑑みて、このタイミングで議会に上程させていただき、10 月 1 日から施行という形で提案しているところでございます。

重村委員 長くなってはいかんと思うんですけど、ここでウクライナが出ますよ。審議会もこの答申を出したときは、今のようなロシアがウクライナに侵攻した状況なんていうのは見えてないわけですよ。その状態で答申している。市長が 3 月議会にこれを上程しようと予算書をつくられたときも、ウクライナにはまだ侵攻してないですよ。コロナの状況だけ。いや、ここはもう苦渋の決断で、コロナもまだその状況下にあるかもしれんけど、これはもうここで市民にご負担をいただいて 10 月 1 日からということで苦渋の決断をされたと思います。だけどプラス、今のロシアのウクライナへの侵攻ですよ。だから、その決断したときとはもう一つプラス状況が変わっているということはきちんと認識して欲しいんですよ。私が思うのは、ガソリンが 1 リットル 200 円というような時代が来るかもしれない。そして、民間企業というのは燃料費の高騰によっていろんな物品が上がっていくかもしれない。物価高が襲ってくるかもしれない。そんなときに、確かに企業局として早くやっぱ赤字解消を少しでもということで市民にお願いしたいという気持ちはわかるけど、反対に言ったらね、14 年間ほったらかしにしてきて、物価は高くなる、燃料も高くなる、年金生活者というのは、今月の食費が極端に言ったら以前に比べたら 4,000 円も 5,000 円も使わないと同じものが食べれないような生活になるかもしれない。そんなときに私は、行政が 10 月 1 日にやりますってやったら、こんな状況のときに水道料金まで行政は上げるっていうのかと。それがたかが 200 円か 300 円かもしれないけど、江原市長の「市民のいのちと生活を守る」、どこがどうなんだっていう、私はね 200 円だからよかろうとか 300 円だからよかろうという問題じゃなくなると思うんですよ。江原市政自体を僕は市民が多分、この市長はそういうことを考えてないんじゃないかということにつながりかねない。だから、こ

の答申の中に、もう 1 回考えるチャンスというか時期を、ちゃんとないといけませんよってということが書いてあるわけですよ。書いてあるわけですよ。だからそこで、確認しますよ。この条例というのはあくまでも 10 月 1 日から変えるということをもう決断されて出されているというのは重々にわかるけど、周知をしていく間に今の侵攻も止まらずにとんでもないような経済情勢になるかもしれない。最終判断をするのはいつですか。もう判断の時期はないと考えているのか、もう 1 回、例えば 8 月末にはもう 1 回やっぱり状況を判断することをしないといけないと思っているのか、そこらあたりを聞かせてください。

田村上下水道局長 今のウクライナでございますけど、その後新聞報道を見ると、もう電力も上がるという形に来ております。それは諸物価もそうですけど、令和 4 年度の当初予算をつくっておりますけど、費用の分についてもそこが生じてくるという状況です。なので、それは水道会計自体にもそれを被るということで、益々そこは物価高で費用が増すという状況はストレートに事業を執行する中でも出てくると。先ほどから 14 年間据え置いたというのが、本来局として本当申し訳ないと思っておりますけど、このタイミングで上げさせていただかないと、先ほども言いましたとおり将来に負担を送るので、このタイミングでお願いしたいということでございます。

重村委員 簡明に答えましょうね。もう今日議決をとったら、もし条例改正が通ったら、10 月 1 日まで、もうどんな状況になっても考える余地はないというふうに今の言葉というのは考えていいですか。それとも、いやだから、そういう余地の機会を必ず 1 回はつくりますというのか、もう絶対そういう余地すらないのか、それによって僕らは判断が違うと思いますよ。はっきり答えてほしい。

田村上下水道局長 そこら辺につきましては、議会も継続中ということで、市長とは最終的にその詰めは行っておりません。もし、そこはもう市長に最終判断を仰がなければいけないと局長としては思いますので、もし許しを被るのであれば、このタイミングで市長とちょっと話をしていこうと思います。

重村委員 僕はこの言葉をもらわないと採決できない、はっきり言うと。はっきり言うと。今から自分の立ち位置を表明してはいけんかもしれないけど、このまま絶対にどんな状況になっても考えることはしませんと。粛々とこの条例改正案に従ってやっていきますというのであれば、僕はやっぱり違うと思うし、条例改正案はこうしたけれども、もう 1 回考える。まあ 8 月なのか 9 月なのかで考えて、ひょっとしたら社会情勢によってはこの条例改正案をもう 1 回提起、改正案を出してきて、令和 5 年 4 月 1 日からに改正するというような条例改正はできるわけだから、この答弁は局長でも無理だろうと思う、それはね。ぜひ僕は市長がいらっしゃるのであれば、市長にご出席いただいて、その点だけ僕

は質疑しますから、聞かせてもらって採決に臨みたいというふうに思います。

早川委員長 重村委員、動議として判断させていただいてもよろしいですか。市長出席要請の動議として判断してよろしいですか。

重村委員 失礼しました。はい、そのとおりです。

早川委員長 お諮りします。本動議のとおり、市長に対して委員会への出席を求めることに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、市長に対して委員会の出席を求める動議は可決されました。

それではここで市長の出席を求めることとしますので、この際、暫時休憩いたします。再開は 2 時 50 分といたします。

— 休憩 14 : 32 —

— 再開 14 : 48 —

早川委員長 休憩前に引き続き、会議をはじめます。先ほどの動議により、市長にご出席いただきました。重村委員、先ほどの質疑を簡明にもう一度お願いいたします。

重村委員 それでは、市長ご同席をいただきまして、もう 1 回簡明に質疑をさせてもらいたいと思います。先ほどから市長室でお聞きはいただいていたと思いますが、私がここの議案を採決するにあたっては市長の決意と言いますか、思いを聞かせていただかないと採決ができないということで、こういう状況になっております。審議会の答申というのは、市長も重たく受けとめられて今回の議案というのは出してこられたというのは重々わきまえております。答申書の一番最後に書いてある付帯意見の最後です。「現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、さまざまな緊急経済対策を行っているところであり、このような中での料金改定であるため、社会情勢や経済状況を十分考慮し」、ここからです、「場合によっては改定時期の再検討を行うなど特別の配慮を行うこと」ということは、決断されてこういうふうに条例改定案、それで 10 月 1 日から上げるということを上程されても、場合によっては、もう 1 回考慮するというのを審議会としては申し伝えたいという意味だと私は取ってるんですね。私の質疑としては、当然、行政というのがこういう条例改正案を出したら粛々と、可決すればそれに沿って行政運営をしていくというのは当たり前だというふうに私もわきまえてますけれども、今のロシアのウクライナへの侵攻等、この決断をしたときとはまた別の社会情勢というのがプラスになっている状況であります。それを踏まえて、市長としては 10 月 1 日の改定を前に、もう 1 回、8 月なのか、9 月末なのか、もう 1 回一案、一考して実施に踏み切るのか、それとももうそういうことは一切なしに、10 月 1 日を迎えて料金改定に踏み込んでいくの

か、ここの見解を市長にお尋ねしたいと思います。

江原市長 今回の重村委員のお尋ねでございますけれども、当然、私どもは民間企業と違って行政でございますので当然、今後、ウクライナの新しい状況が出てきたということで、ウクライナ侵攻は 13 日前ということで、13 日間、今ロシアが侵攻しているわけでございますけれども、そういった中で、先ほどもお話があったように、いろんな諸物価が上がってこうとしている状況でございます。ですから、もう 1 回ということではなくて、今回議案がもし通った場合でありまして、10 月 1 日までの間に、当然大きく状況が変われば判断、延期等をするケースというのは当然あるのではないかというふうには思っているところです。あともう一つ申しますと、この場で言うのがどうか分かりませんが、今コロナ対策で経済対策を担当課のほうで検討しているところでございますけれども、当然ながら今回のウクライナの情勢変化で経済にどういう影響を与えるかというのもしっかりと見ながら、そういったものへの経済対策も合わせて検討すべきだというふうには思っているところでございますので、ここのでちょっと申し添えたいと思います。

重村委員 大変安心しました。次の採決に向かって、私も決める材料が得られましたので、それでもう 1 点だけお尋ねします。当然そういう、もしもの話はあまりしてはいけないと思うんですけれども、そういう状況になったときには、確かにこの企業会計というのは大きい負担が来る。動力費、電気代も上がる、そして予算計上した以上に費用が嵩んでくるという、局長がそこを心配してあの答弁しかできないと思うんですよ。企業局を守っていかないといけないから。そういったときに、極端に言うとう企業会計を優先して考える立場でないのが市長の僕は役目だと思うんですよ。私はそんなときは、この 1 年間の会計というのは、私も繰入金というのはよくないと随分言ってきましたよ。だけど、それを決めるのが私は市長だと思う。令和 4 年度は繰入金を増額してでも、ここはこの企業会計を耐え忍んで、令和 5 年度から料金改定に踏み切るといような決断ができるのは、私は市長だけだと思うんですよ。企業会計が悪化するということも考えられる、そういう判断をしたときには。そのときの決意を市長、聞かせてください。

江原市長 委員お示しのとおり、今回延期した場合、今回の予算には、まだ上がった場合の影響については入っていないところでございますけど、諸般の事情によりもっと予算よりも悪化するケースが考えられるというところであれば、それはやはりもう手段は一般会計からの繰り入れしかないとも思っておりますので、そこはしっかりとやりながら、落ち着いたところでやはり上げていかないと、やはりいけないと。もうこの水道料金を上げないとどうしようもないというのは、皆さんもよくご理解いただいていると思いますし、またこのコロ

ナ禍におきましても多く自治体が、国の戦略的な水道会計のこの指標を試算して上げているところがございます。だから、そういったところはやはり、しっかりと水道会計を守っていかないといけないということでご理解はいただきながら、あとはもう対外的な経済情勢、ここはしっかりと見極めながら判断していきたいというふうに思っております。

早川委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。

田村委員 ちょっと委員長にお尋ねをするんですけども、市長が来られてますけど、通常の質疑をさせていただくことは可能でしょうか。

早川委員長 はい、大丈夫です。

田村委員 それでは私から 1 点だけ、料金改定についてなんですけれども、何て言いますか、今、一般家庭と言われるところで、口径ですけど 13 ミリと 20 ミリを使われている世帯が 93% というふうにお聞きをしております。例えば、以前は大家族だったので大きな口径でやっていたけれども、もう今は例えば高齢者の世帯で 2 人しか住んでいないとか、独居になったとかということで、そんなに水を使わないという方に対して、これは基本料金が今回上がっているんですけれども、使用料の値上げについてはご理解をいただけたと思うんですけど、この基本料金について不公平感があると思うんですが、何か解消されるような策をお持ちかどうか、ご答弁をお願いいたします。

田村上下水道局長 田村委員の内容ですけれども、確認しますけれども、それは口径ごとの違いということでよろしいですか。

田村委員 はい、そう考えていただいて大丈夫です。

大田管理課主査 田村委員がおっしゃるように、口径によって基本料金が違うので不公平じゃないかというご質問だと思うんですけれども、水道料金のうち水道メーターの設置費用や検針、徴収経費のほか、水道施設の維持管理費、減価償却費のうちの一部は基本料金で負担していただいております。水道メーターにつきましては、口径が大きくなるほど費用が高くなります。また、大きい口径をつけている利用者の方は一度に多くの水道を使うことができますので、その分流量を確保するために本管も大きくしなければいけないということがございます。そのため、口径が大きいほど水道施設の費用を多く負担すべきであるという一般的な考えがございますので、基本料金が異なっておりまして、口径が大きい利用者の基本料金が高くなっております。ですので、今のところ口径別で料金については差異を設けた形で今回の改定案を出させていただいております。

田村委員 わかりました。流量がそんなに要らない、以前は必要だったけれども今はもう要らなくなってしまうと、慎ましやかに生活されているという方にとって、やっぱり値上げの負担というのが大きいので、例えば口径ごとに料金

設定があることは重々承知をしておりますので、口径の変更が可能かどうかということについて、それではお答えをいただけますでしょうか。

宗重業務班長 口径変更はできます。口径変更をすることにより、水道料金の基本料金部分とか、口径のところの料金は安くなりますけれども、口径を小さくすることによって出水不良等、水の出が悪くなるといったことも懸念されます。

早川委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 19 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教産業常任委員会を閉会いたします。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 15 : 00 —